

議会改革検討委員会

第2回報告書

【報告事項】

常任委員会の所管局の見直し

平成28年10月12日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

(1) 常任委員会の所管及び名称については、平成28年4月1日から、次のとおり見直すべきである。

ア 常任委員会の名称、委員定数及び所管

(ア) 総務委員会 13人

ア 総務企画局、財政局、経済労働局及び臨海部国際戦略本部の所管に関すること。

イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。

(イ) 文教委員会 12人

市民文化局、こども未来局及び教育委員会の所管に関すること。

(ウ) 健康福祉委員会 12人

健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。

(エ) まちづくり委員会 12人

まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。

(オ) 環境委員会 11人

環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。

イ 平成28年から3年間の正副委員長等の割り振り変更しない。

(2) 区を単位とし、区選出議員を構成員とする区常任委員会の設置について提案があったが、国や他の政令市、今後の本市における区の権限強化の状況を見て、再度設置について議論すべきであるとの意見で一致し、設置については見送ることとした。

2 議論の概要

(1) 常任委員会の所管の見直しの概要

ア 現状

- ・ 各常任委員会の所管は、川崎市議会委員会条例第2条に規定されており、各委員会の所管は以下のとおりである。

(ア) 総務委員会 13人

ア 総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管に関すること。

イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。

(イ) 市民委員会 12人

市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管に関すること。

(ウ) 健康福祉委員会 12人

健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。

(イ) まちづくり委員会 12人

まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。

(オ) 環境委員会 11人

環境局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。

イ 常任委員会の所管の見直しの必要性

- ・ 各常任委員会における開催回数、議案、請願・陳情の付託件数等を比較すると、委員会によって、開催回数、議案等の付託件数に偏りがある。
- ・ 1回ごとの審査時間や審議内容が異なるため、開催回数、議案等の付託件数だけでは、委員会の活動の比較を厳密に行うことはできないが、各常任委員会の現状に鑑みると、常任委員会の所管については、一定の見直しの時期にきていると思われる。
- ・ また、平成27年に発生した中学生殺害事件の際、児童・生徒の教育を担当する教育委員会と子ども、青少年の育成を担当するこども本部が、それぞれ総務委員会と市民委員会に分かれており、委員会報告、情報提供の在り方に差異が生じた事例があり、現行の常任委員会の所管の組み合わせについて、検討を行う必要がある。
- ・ さらに、市長事務部局においては、川崎市事務分掌条例の一部改正により、平成28年4月から、総務局及び総合企画局を総務企画局に、市民・こども局を市民文化局に、こども本部をこども未来局にそれぞれ組織再編し、また、臨海部国際戦略本部を新たに設置するなどの組織改正を行う予定である。
- ・ 以上のことから、検討委員会では、常任委員会の所管について具体的な見直しを行う必要性について意見が一致し、具体的な検討を行うこととした。

ウ 常任委員会の所管の見直しの具体的な議論

- ・ 常任委員会の見直しに当たっては、市長事務部局において、平成28年4月1日から実施される組織改正に併せて検討を行う必要がある。
- ・ こども未来局と教育委員会は、平成27年に発生した中学生殺害事件の例もあり、子ども施策、青少年の育成について、体系的な審議ができるように、同じ委員会の所管とするべきである。
- ・ その他、開発行為とアセスの関係から、まちづくり局と環境局との組み合わせ、川崎港における関係性から、臨海部国際戦略本部と経済労働局、港湾局を同一にするなどの組合せなども考えられる。
- ・ また、議案、請願・陳情の付託件数のバランスについては、あまり重要視すると、適切な所管の組み合わせが難しくなるため、結果的に多少の偏りが生じることはやむを得ないと思われる。
- ・ 上記を踏まえ、検討委員会では、市長事務部局の組織の再編にあわ

せて、こども未来局と教育委員会の組み合わせを基に、局の関連性、議案、請願・陳情の付託件数等を勘案して、見直し案を作成し、検討を行った結果、下記のとおり、常任委員会の所管の見直しを行うことに決定した。

- ・ また、市民委員会については、市民文化局とこども未来局及び教育委員会が所管となるため、見直しにあわせて、名称を文教委員会に変更することとした。
- ・ なお、検討委員会では、見直し後の常任委員会の所管について検討した結果、各常任委員会の委員数及び平成27年5月の世話人会で決定した4年間の正副委員長の割り振りポストについては変更しないことを併せて確認した。

エ 川崎市議会委員会条例の一部改正の案

1 常任委員会の名称、委員定数及び所管

(1) 総務委員会 13人

ア 総務企画局、財政局、経済労働局及び臨海部国際戦略本部の所管に関すること。

イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。

(2) 文教委員会 12人

市民文化局、こども未来局及び教育委員会の所管に関すること。

(3) 健康福祉委員会 12人

健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。

(4) まちづくり委員会 12人

まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。

(5) 環境委員会 11人

環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。

※ 下線部を改正又は一部追加

(2) 区常任委員会の設置

区常任委員会の設置の必要性については、各委員の意見の一致に至らなかったため、見送ることとなったが、各委員の意見は次のとおりである。

ア 設置に肯定的な意見の概要

- ・ 本市において、平成28年3月に区役所改革の基本方針が示され、区役所機能の強化や区と局間の連携強化など、新たな執行体制の整備が拡充されている状況である。また、第30次地方制度調査会の答申では、区を単位とする住民自治の機能強化として、市議会内に区選出市議会議員を構成員とする区常任委員会を設置し、区の権限に関する事務の調査や議案、請願等の審査を行うべきであるとの考え方が示された。他都市においてもまだ前例がない状態ではあるが、本市が率先して区常任委員会設置の取組を進めていくべきであると考えている。
- ・ このため、本市議会において、各区に一つずつ区常任委員会を設置し、区選出議員が所属する形式で、各区における事業内容の調査・報告・検証について議論する場とするべきと考える。なお、請願・陳情は既存の常任委員会で取り扱うこととするべきと考える。
- ・ 本件については将来必ず議論されるものと思われるため、他都市と比較しても非常に活発に活動している本市議会が、率先して設置を検討していくべき項目であると考えている。
- ・ なお、設置単位については、採決の際に1つの区のみで過半数とならないよう公平性を担保するため、3区程度を一つの常任委員会としてまとめる考え方もある。

イ 設置に慎重な意見の概要

- ・ 区常任委員会を設置し、区選出議員が所属することとした場合、全市的な視野に立った意見が少なくなるのではないかと、また、地域課題に関する請願の審査などの場面において、肯定的な意見ばかりとなりブレーキを踏む人がいなくなるのではないかと懸念がある。
- ・ 現状においては区の権限や独自予算、関連する議案等も少ない状況であるため、現時点では設置する必要性は低いものと思われる。
- ・ 現時点では他都市等でも設置の事例がない状況であることもあり、行政区に関する制度や仕組みが将来的に変更された際に、改めて議論すべきであると考えている。
- ・ 現時点では、区常任委員会が必要とまでは判断できないため、将来的な状況の変化を待ちたい。

資 料 編

- 川崎市議会委員会条例（抜粋） ----- 6

- 常任委員会への議案、請願・陳情付託状況、開催回数（前期） --- 7

- 「常任委員会の所管局の見直し」に関する資料----- 8

- 地方自治法の一部を改正する法律関係資料----- 13
（平成26年7月10日 総務省自治行政局作成）

- （仮称）区常任委員会の設置について（民主みらい案）----- 17

- 議会改革検討委員会の協議経過について（報告）----- 18

川崎市議会委員会条例（抜粋）

（常任委員会の設置）

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 13人

ア 総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管に関すること。

イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。

(2) 市民委員会 12人

市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管に関すること。

(3) 健康福祉委員会 12人

健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。

(4) まちづくり委員会 12人

まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。

(5) 環境委員会 11人

環境局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。

（常任委員の任期）

第 3 条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議会運営委員会の設置）

第 4 条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

常任委員会への議案、請願・陳情付託状況、開催回数（前期）

1 常任委員会開催数（前期）

	23年度	24年度	25年度	26年度	計
総務	31(1)	34(4)	32(2)	40(3)	137(10)
市民	29(4)	41(8)	36(5)	30(3)	136(20)
健康福祉	28(3)	32(4)	35(4)	29(3)	124(14)
まちづくり	31(5)	40(7)	38(6)	34(4)	143(22)
環境	26(6)	30(2)	30(7)	23(3)	109(18)

※()内は現地視察の回数

2 常任委員会付託案件数（前期）

	議案	請願	陳情	計
総務委員会	122	26	43	191
総務局	29	4	9	42
総合企画局	5	3	2	10
財政局	46	5	1	52
教育委員会	42	14	24	80
会計室	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
監査事務局	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0
オンブズマン事務局	0	0	0	0
議会局	0	0	7	7
市民委員会	145	11	43	199
市民・こども局	59	3	17	79
こども本部	43	6	15	64
経済労働局	24	2	8	34
港湾局	19	0	3	22
健康福祉委員会	145	20	37	202
健康福祉局	117	20	36	173
病院局	8	0	0	8
消防局	20	0	1	21
まちづくり委員会	123 212	33	52	208 297
まちづくり局	62 151	21	39	122 211
建設緑政局	61	12	13	86
環境委員会	62	7	9	78
環境局	14	5	7	26
上下水道局	45	1	1	47
交通局	3	1	1	5

※参考：まちづくり局の議案件数は、平成23年6月議会から平成24年6月議会までに提案された「市営住宅等の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解」に関する議案の件数を除いたもの（「市営住宅等の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解」に関する議案は、平成24年9月議会から180条専決処分の対象になった。）

「常任委員会の所管局の見直し」に関する資料

(A案) 現行区分で局の再編にあわせて改正

現 行		改 正 (案)	
総務委員会	総 務 局 総 合 企 画 局 財 政 局 教 育 委 員 会 そ の 他	総務企画局 (議34請7陳11) 財 政 局 (議46請5陳1) 教育委員会 (議42請14陳24) 臨海部国際戦略本部 (議 - 請 - 陳 -) そ の 他 (議0請0陳7) ※議：議案、請：請願、陳：陳情 (以下同じ。)	議案 122 請願 26 陳情 43
議案 122 請願 26 陳情 43			
市民委員会	市民・こども局 経 済 労 働 局 港 湾 局	市民文化局 (議59請3陳17) こども未来局 (議43請6陳15) 経 済 労 働 局 (議24請2情8) 港 湾 局 (議19請0陳3)	議案 145 請願 11 陳情 43
議案 145 請願 11 陳情 43			
健康福祉委員会	健康福祉局 病 院 局 消 防 局	健康福祉局 (議117請20陳36) 病 院 局 (議8請0陳0) 消 防 局 (議20請0陳1)	議案 145 請願 20 陳情 37
議案 145 請願 20 陳情 37			
まちづくり委員会	まちづくり局 建 設 緑 政 局	まちづくり局 (議62請21陳39) 建 設 緑 政 局 (議61請12陳13)	議案 123 請願 33 陳情 52
議案 123 請願 33 陳情 52			
環境委員会	環 境 局 上 下 水 道 局 交 通 局	環 境 局 (議14請5陳7) 上 下 水 道 局 (議45請1陳1) 交 通 局 (議3請1陳1)	議案 62 請願 7 陳情 9
議案 62 請願 7 陳情 9			

※ 議案、請願、陳情は平成23年度～平成26年度の4年間の合計。

まちづくり局の議案件数は、「市営住宅等の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解」に関する議案の件数を除いた件数

(B案) こども未来局と教育委員会の組合せ

現 行		改 正 (案)	
総務委員会	総 務 局 総 合 企 画 局 財 政 局 教 育 委 員 会 そ の 他	総 務 企 画 局 (議 3 4 請 7 陳 1 1) 財 政 局 (議 4 6 請 5 陳 1) 臨 海 部 国 際 戦 略 本 部 (議 - 請 - 陳 -) そ の 他 (議 0 請 0 陳 7) ※議：議案、請：請願、陳：陳情 (以下同じ。)	議案 80 請願 12 陳情 19
市民委員会	市民・こども局 経 済 労 働 局 港 湾 局	こども未来局 (議 4 3 請 6 陳 1 5) 教 育 委 員 会 (議 4 2 請 1 4 陳 2 4)	議案 85 請願 20 陳情 39
健康福祉委員会	健康福祉局 病 院 局 消 防 局	健康福祉局 (議 1 1 7 請 2 0 陳 3 6) 病 院 局 (議 8 請 0 陳 0) 消 防 局 (議 2 0 請 0 陳 1)	議案 145 請願 20 陳情 37
まちづくり委員会	まちづくり局 建 設 緑 政 局	まちづくり局 (議 6 2 請 2 1 陳 3 9) 建 設 緑 政 局 (議 6 1 請 1 2 陳 1 3) 上 下 水 道 局 (議 4 5 請 1 陳 1) 交 通 局 (議 3 請 1 陳 1)	議案 171 請願 35 陳情 54
環境委員会	環 境 局 上 下 水 道 局 交 通 局	市 民 文 化 局 (議 5 9 請 3 陳 1 7) 経 済 労 働 局 (議 2 4 請 2 情 8) 環 境 局 (議 1 4 請 5 陳 7) 港 湾 局 (議 1 9 請 0 陳 3)	議案 116 請願 10 陳情 35

※ 議案、請願、陳情は平成23年度～平成26年度の4年間の合計。

まちづくり局の議案件数は、「市営住宅等の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解」に関する議案の件数を除いた件数

(C案) B案を基に関連性、審査量のバランスを考慮

現 行		改 正 (案)	
総務委員会	総 務 局 総 合 企 画 局 財 政 局 教 育 委 員 会 そ の 他	総務企画局 (議34請7陳11)	議案104 請願14 陳情27
議案122 請願26 陳情43		財政局 (議46請5陳1) 経済労働局 (議24請2情8) 臨海部国際戦略本部 (議-請-陳-) そ の 他 (議0請0陳7) ※議:議案、請:請願、陳:陳情(以下同じ。)	
市民委員会	市民・こども局 経済労働局 港湾局	こども未来局 (議43請6陳15)	議案104 請願20 陳情42
議案145 請願11 陳情43		港湾局 (議19請0陳3) 教育委員会 (議42請14陳24)	
健康福祉委員会	健康福祉局 病院局 消防局	健康福祉局 (議117請20陳36)	議案145 請願20 陳情37
議案145 請願20 陳情37		病院局 (議8請0陳0) 消防局 (議20請0陳1)	
まちづくり委員会	まちづくり局 建設緑政局	まちづくり局 (議62請21陳39)	議案123 請願33 陳情52
議案123 請願33 陳情52		建設緑政局 (議61請12陳13)	
環境委員会	環 境 局 上 下 水 道 局 交 通 局	市民文化局 (議59請3陳17)	議案121 請願10 陳情26
議案62 請願7 陳情9		環境局 (議14請5陳7) 上下水道局 (議45請1陳1) 交通局 (議3請1陳1)	

※ 議案、請願、陳情は平成23年度～平成26年度の4年間の合計。

まちづくり局の議案件数は、「市営住宅等の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解」に関する議案の件数を除いた件数

「常任委員会の所管局の見直し」に関する資料

現 行		改 正 (案)			
		D案 (共産党)		E案 (民主みらい)	
総務委員会 (定数13人) 議案 122 請願 26 陳情 43	総務局 総合企画局 財政局 教育委員会 その他	総務企画局 (議34請7陳11) 財政局 (議46請5陳1) 経済労働局 (議24請2情8) 臨海部国際戦略本部 (議-請-陳-) その他 (議0請0陳7) ※議:議案、請:請願、陳:陳情(以下同じ。)	議案 104 請願 14 陳情 27	総務企画局 (議34請7陳11) 財政局 (議46請5陳1) 臨海部国際戦略本部 (議-請-陳-) その他 (議0請0陳7)	議案 80 請願 12 陳情 19
市民委員会 (定数12人) 議案 145 請願 11 陳情 43	市民・こども局 経済労働局 港湾局	市民文化局 (議59請3陳17) こども未来局 (議43請6陳15) 教育委員会 (議42請14陳24)	議案 144 請願 23 陳情 56	市民文化局 (議59請3陳17) こども未来局 (議43請6陳15) 教育委員会 (議42請14陳24)	議案 144 請願 23 陳情 56
健康福祉委員会 (定数12人) 議案 145 請願 20 陳情 37	健康福祉局 病院局 消防局	健康福祉局 (議117請20陳36) 病院局 (議8請0陳0) 消防局 (議20請0陳1)	議案 145 請願 20 陳情 37	健康福祉局 (議117請20陳36) 病院局 (議8請0陳0) 消防局 (議20請0陳1)	議案 145 請願 20 陳情 37
まちづくり委員会 (定数12人) 議案 123 請願 33 陳情 52	まちづくり局 建設緑政局	まちづくり局 (議62請21陳39) 建設緑政局 (議61請12陳13) 港湾局 (議19請0陳3)	議案 142 請願 33 陳情 55	環境局 (議14請5陳7) まちづくり局 (議62請21陳39) 建設緑政局 (議61請12陳13)	議案 137 請願 38 陳情 59
環境委員会 (定数11人) 議案 62 請願 7 陳情 9	環境局 上下水道局 交通局	環境局 (議14請5陳7) 上下水道局 (議45請1陳1) 交通局 (議3請1陳1)	議案 62 請願 7 陳情 9	経済労働局 (議24請2情8) 港湾局 (議19請0陳3) 上下水道局 (議45請1陳1) 交通局 (議3請1陳1)	議案 91 請願 4 陳情 13

現 行		改 正 (案)			
		F 案 (自民党)		G 案 (公明党)	
総務委員会 (定数13人) 議案 122 請願 26 陳情 43	総務局 総合企画局 財政局 教育委員会 その他	総務企画局 (議34請7陳11) 財政局 (議46請5陳1) 経済労働局 (議24請2情8) 港湾局 (議19請0陳3) 臨海部国際戦略本部 (議-請-陳-) その他 (議0請0陳7)	議案 123 請願 14 陳情 27	総務企画局 (議34請7陳11) 財政局 (議46請5陳1) 経済労働局 (議24請2情8) 臨海部国際戦略本部 (議-請-陳-) その他 (議0請0陳7)	議案 104 請願 14 陳情 27
市民委員会 (定数12人) 議案 145 請願 11 陳情 43	市民・こども局 経済労働局 港湾局	市民文化局 (議59請3陳17) こども未来局 (議43請6陳15) 教育委員会 (議42請14陳24)	議案 144 請願 23 陳情 56	市民文化局 (議59請3陳17) こども未来局 (議43請6陳15) 教育委員会 (議42請14陳24)	議案 144 請願 23 陳情 56
健康福祉委員会 (定数12人) 議案 145 請願 20 陳情 37	健康福祉局 病院局 消防局	健康福祉局 (議117請20陳36) 病院局 (議8請0陳0) 消防局 (議20請0陳1)	議案 145 請願 20 陳情 37	健康福祉局 (議117請20陳36) 病院局 (議8請0陳0) 消防局 (議20請0陳1)	議案 145 請願 20 陳情 37
まちづくり委員会 (定数12人) 議案 123 請願 33 陳情 52	まちづくり局 建設緑政局	まちづくり局 (議62請21陳39) 建設緑政局 (議61請12陳13)	議案 123 請願 33 陳情 52	まちづくり局 (議62請21陳39) 建設緑政局 (議61請12陳13)	議案 123 請願 33 陳情 52
環境委員会 (定数11人) 議案 62 請願 7 陳情 9	環境局 上下水道局 交通局	環境局 (議14請5陳7) 上下水道局 (議45請1陳1) 交通局 (議3請1陳1)	議案 62 請願 7 陳情 9	環境局 (議14請5陳7) 港湾局 (議19請0陳3) 上下水道局 (議45請1陳1) 交通局 (議3請1陳1)	議案 81 請願 7 陳情 12

※ 議案、請願、陳情は平成23年度～平成26年度の4年間の合計。

まちづくり局の議案件数は、「市営住宅等の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解」に関する議案の件数を除いた件数

地方自治法の一部を改正する法律の概要

平成26年5月30日公布

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする（第252条の20第2項関係）
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする（第252条の21の2関係）
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする（第252条の21の3関係）

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする（第252条の2関係）
- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする（第251条の3の2、第252条の2第7項関係）

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする（第252条の16の2～第252条の16の4関係）

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する（第260条の38、第260条の39関係）

5. 施行期日

施行日：1は平成28年4月1日、3は平成26年11月1日

- ・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日、2、4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日

大都市制度の見直しについて

1 指定都市制度の見直し

(1) 区の役割の拡充【「都市内分権」による住民自治の強化】

- ① 区の事務所が分掌する事務を条例で定める
- ② 区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長(特別職)を置くことができるようにする。

(2) 指定都市都道府県調整会議の設置【「二重行政」の解消】

- ① 指定都市及び都道府県の事務処理を調整するための協議の場として、指定都市都道府県調整会議を設置する
- ② 市長又は知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする

※ この他、都道府県から指定都市へ事務・権限を移譲（県費負担教職員の定数の決定、病院の開設許可、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画マスタープラン)に関する都市計画の決定 ほか）→ 別途、第4次分権一括法において措置

2 中核市・特例市の統合

- 中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更することにより、中核市・特例市を統合する（現在の特例市については必要な経過措置等を設ける）

第30次地方制度調査会答申【抜粋】（都市内分権関係）

（「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日））

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。

区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができることとすべきである。また、区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に係るものの管理権などを持つこととすることを検討すべきである。

このように、区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区の事務所の長（区長）について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する必要がある。（中略）

以上のような新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。

(仮称)区常任委員会の設置について (民主みらい案)

目的

1. 本市では、平成28年3月に「区役所改革の基本方針」が示され、めざすべき区役所像として、区役所の機能強化や区局間の連携強化など、新たな執行体制の整備に向けて拡充が図られている。また、区予算についても、地域づくりに向けたあり方が基本方針で明記されるなど「財源と権限の移譲」が基本計画の中で位置づけられている。
2. 平成26年の改正地方自治法では、第30次地方制度調査会の答申(都市内分権関係)を受けて大都市制度が見直され、住民自治を強化する観点から、区役所が分掌する事務を条例で定めることや、条例で区に代えて総合区を設置できることなどが新たに規定された。その際、**区単位の議会活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである**との答申が示された。

→ 上記のような、行政の環境の変化や進められる都市内分権のあり方を考えると、議会としてもそれらに伴う対応が必要と考える。

● ケーススタディとして(区常任委員会の設置については、全国初の試みとなるため参考となる他都市は存在しない)

設置場所	各区役所 計7か所
構成メンバー	区選出議員(無所属含む)
開催頻度	毎定例会 1～2回程度
請願・陳情取扱	各区における利益誘導的な懸念が他委員より示されたことから請願陳情については、現状の常任委員会で取り扱うこととする。
議案	現状では区に関係する議案が少ないため、実状に合わせた対応を今後検討することが求められる。

★ 民主みらい会派は、本提案をもって本市における総合区の設置等について現時点において考慮していないことを付しておく。

● イメージ

現在、年に2回ほど各區で行われている区役所と区選出議員団との会議を毎定例会ごとに行い、正式な委員会に位置づける。

議論の内容としては、本年より開始された地域包括ケアなど、各區における事業内容の調査・報告・検証。毎秋には、次年度予算等への要望も課題となるのではないか。

平成28年1月28日

川崎市議会議長

石田 康博 様

議会改革検討委員会委員長

橋 本 勝

議会改革検討委員会の協議経過について（報告）

議会改革検討委員会において、「常任委員会の所管局の見直し」について協議を行い、区常任委員会に関する部分を除き、各委員の意見が一致し、別添のとおり、常任委員会の所管を見直すべきとの結論になりましたので、報告します。

【報告事項】 常任委員会の所管局の見直し（区常任委員会に関する部分を除く。）

常任委員会の所管の見直しについて

【議会改革検討委員会 確認事項】

平成28年4月1日から、次のとおり、常任委員会の所管及び名称を見直すべきである。

1 常任委員会の名称、委員定数及び所管

(1) 総務委員会 13人

ア 総務企画局、財政局、経済労働局及び臨海部国際戦略本部の所管に関する事。

イ 他の常任委員会の所管に属しない事。

(2) 文教委員会 12人

市民文化局、こども未来局及び教育委員会の所管に関する事。

(3) 健康福祉委員会 12人

健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関する事。

(4) まちづくり委員会 12人

まちづくり局及び建設緑政局の所管に関する事。

(5) 環境委員会 11人

環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の所管に関する事。

2 平成28年から3年間の正副委員長等の割り振り

変更しない。